平成２８年（フ）第６９６１号
東京都大田区池上４丁目15―15―306
破産者　山田美津枝
1　決定年月日　平成28年12月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６９８６号
東京都府中市是政２丁目13―10―103
破産者　森　　芳行
1　決定年月日　平成28年12月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６９９８号
東京都調布市布田２丁目17―１―505
破産者　青木すみ子
1　決定年月日　平成28年12月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７０００号
東京都世田谷区野沢３丁目22―３―202
破産者　荒井　見歩
1　決定年月日　平成28年12月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７００２号
東京都杉並区和田１丁目55―６―502
破産者　相馬　勝則
1　決定年月日　平成28年12月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７０２５号
東京都江戸川区東小岩５丁目９―10―102、開始決定時の住所東京都八王子市長房町1453タイガーハイツＢ　202
破産者　川端　武利
1　決定年月日　平成28年12月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７０３５号
東京都大田区山王１丁目33―15―205
破産者　阿部　一人
1　決定年月日　平成28年12月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７０３６号
東京都大田区山王１丁目33―15―205
破産者　阿部美沙子
1　決定年月日　平成28年12月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７０４７号
東京都江戸川区江戸川５丁目35―12
破産者　長田　則夫
1　決定年月日　平成28年12月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７０６０号
東京都足立区西綾瀬１丁目５－７―604
破産者　矢口　洋子
1　決定年月日　平成28年12月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７０６３号
東京都練馬区北町６丁目１―406
破産者　富永順子こと　呉　　順子
1　決定年月日　平成28年12月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７０６４号
東京都練馬区大泉町２丁目24―31―106
破産者　近藤美智子
1　決定年月日　平成28年12月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７０７３号
東京都練馬区豊玉北６丁目23―15
破産者　中島　健治
1　決定年月日　平成28年12月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７０７５号
東京都足立区加賀２丁目16―１
破産者　永井　修一
1　決定年月日　平成28年12月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７０７７号
東京都葛飾区新宿４丁目18―１―502
破産者　吉住　秀子
1　決定年月日　平成28年12月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７０７９号
東京都練馬区貫井４丁目２―28―204
破産者　上田　久恵（旧姓石崎）
1　決定年月日　平成28年12月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７０８１号
東京都葛飾区東水元２丁目８―20―１201
破産者　王　　惠英
1　決定年月日　平成28年12月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７０８６号
東京都調布市飛田給１丁目52―５　こまや荘３号室
破産者　鈴木　洋子
1　決定年月日　平成28年12月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７０８７号
東京都品川区東品川１丁目11―２―101
破産者　田中　雄也
1　決定年月日　平成28年12月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

農業協同組合法第73条第４項で準用する法第64条の２の届出に関する公告

下記に掲げる農事組合法人であって、本日現在において、当該農事組合法人に関する登記が最後にあった日から５年を経過しているものは、事業を廃止していないときは、２箇月以内に農業協同組合法施行規則（平成17年農林水産省令第27号）第208条の２で定めるところにより、奈良県に、その旨の届出をされたい。

なお、当該農事組合法人が本日から２箇月以内に、その届出をせず、また、当該農事組合法人に関する登記がされないときは、当該農事組合法人は、その期間の満了の時に解散したものとみなされる。

平成28年12月21日
奈良県知事　荒井　正吾
記

農事組合法人賀名生農産物生産組合
奈良県五條市西吉野町北曽木10番地の３
野迫川村今井農事組合法人
奈良県吉野郡野迫川村大字今井72番地
農事組合法人茅原北土地利用組合
奈良県桜井市大字茅原626番地
農事組合法人三信殖産
奈良県葛城市新村351番地
農事組合法人花と緑の会
奈良県奈良市西大寺本町１番６号
農事組合法人下り尾・粟原土地利用組合
奈良県桜井市大字下り尾779番地
農事組合法人茅原・芝土地利用組合
奈良県桜井市大字茅原561番地
農事組合法人カントリーファーム
奈良県生駒郡平群町菊美台二丁目24番15号
農事組合法人鳴川協業組合
奈良県生駒郡平群町大字鳴川186番地

農業協同組合法第73条第４項で準用する法第64条の２第１項の届出に関する公告

下記に掲げる農事組合法人であって、本日現在において、当該農事組合法人に関する登記が最後にあった日から５年を経過しているものは、事業を廃止していないときは、２月以内に農業協同組合法施行規則（平成17年農林水産省令第27号）第208条の２で定めるところにより、愛媛県中予地方局に、その旨の届出をされたい。

なお、当該農事組合法人が本日から２月以内に、その届出をせず、また、当該農事組合法人に関する登記がされないときは、当該農事組合法人は、その期間の満了の時に解散したものとみなされる。

平成28年12月21日
愛媛県中予地方局長　藤井　晃一
記

農事組合法人中予畜産組合
愛媛県松山市下難波甲50番地
農事組合法人中島青果
愛媛県松山市中島大浦1623番地